

調達についての指針

平成17年12月1日
(財)鳥取県情報センター

(目的)

1.本指針は、調達を行なう場合の以下の規則等を補完し、情報センターの状況を勘案した調達の指針を示す。

<調達に関する規則等>

(財)鳥取県情報センター財務規程第41条(契約手続)にて、「鳥取県会計規則第6章契約」を準用する定めがあり、これに関する「鳥取県会計規則の運用方針及び留意事項について」及び「随意契約の運用について(昭和42年4月1日付発出第131号)」等も準用する。

(再委託関係)

2.客先から受託した業務を再委託できるのは以下に該当する場合で、かつ、客先の了解が得られる場合に限る。

その他で業務の実施に再委託が必要になる場合は、客先から受託しない。もしくは、情報センターで実施する部分のみ分割して受託すること。

開発(導入)時にセンターまたは客先が選定したパッケージソフトの改修にかかるもので、そのパッケージソフトの開発元、または、改修を許可された者へ委託するとき。

システム開発等に関わる要員数が、職員だけでは一時的に不足するとき。

ただし、事前に不足が予想されるときには、工程等により分割して受託ができないか、客先と十分協議すること。

その他、次の(随意契約関係)の例に該当するもののなかで、再委託をしないと実施できないもの。ただし、客先と分割して受託ができないか、十分協議すること。

(随意契約関係)

3 . 随意契約については、鳥取県の「随意契約の運用について (昭和 42 年 4 月 1 日付発出第 131 号)」(以下 県例示という) によるが、これを補完するものとして、以下に情報センターでの例示をする。

なお、実際の適用にあっては、個々具体的理由を詳細に記述し判断すること。

客先からの指定による時。 (県例示 (1))

客先が実施した事業 (整備) に関連するもので、その委託先以外実施できない時。

(県例示 (1))

パッケージを変更、保守する作業であるため、開発業者以外は実施できない時。

(県例示 (1) 、 (1))

セキュリティ面から導入時の調達・設定業者へ委託するとき。

(県例示 (1) 、 (1))

サーバ機器の設定変更作業を導入時の調達・設定業者へ委託するとき。

(県例示 (1) 、 (1))

システム開発元が機器の導入、設定をシステム導入と併せて実施するとき。

(県例示 (1) 、 (3))

HOST 連携が必要なため HOST 導入業者へ委託するとき。

(県例示 (1) 、 (3))

HOST 用機器、ソフトの追加調達、設定を HOST 導入業者へ委託するとき。

(県例示 (1) 、 (3))

HOST 関連機器の保守を HOST 導入業者へ委託するとき。

(県例示 (1))

機器保守を以下の理由で納入業者へ委託するとき。 (県例示 (1))

- ・稼働システム、ソフトと一体
- ・導入時の調達 (入札) の条件に指定
- ・特殊機器
- ・セキュリティ

機器保守を製造業者へ直接一括して委託するとき。 (県例示 (1))

著作権、仕様公開の関係でシステム開発元と協業または指定の業者しか実施できないとき。 (県例示 (1))

客先の要望する短期間での対応が必要なとき。 (県例示 (2))

通信回線等でその地域でのサービス提供可能な者が限られているとき。

(県例示 (1))

セキュリティ面、保有技術・能力面で対応可能な業者がかざられるとき。

ただし、別途基準を設け、一定期間ごとに審査すること。

(県例示 (1))